

自家用電気工作物保安管理業務共通仕様書

(目的)

第1条 本業務は、電気事業法施行規則第52条第2項に定められた保安管理業務外部委託承認制度による自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）を行うことを目的とする。

(保安管理業務の対象)

第2条 発注者が委託する保安管理業務等の対象となる電気工作物がある事業場は別表①「保安管理業務対象施設」の通りとする。

(保安管理業務の内容)

第3条 発注者が委託する保安管理業務の内容は、別紙「保安管理業務の細目及び基準」（以下「細目及び基準」という。）によるものとする。

(履行期間)

第4条 履行期間は、仕様書の通りとする。

(成果物)

第5条 安城市委託契約約款第1条第2項に定める「成果物」は、次の通りとする。

- (1) 保守点検等結果報告書（別添）・・・毎月提出
- (2) 月次点検報告書（任意様式）・・・点検実施月提出
- (3) 年次点検報告書（任意様式）・・・点検実施月提出
- (4) 臨時点検報告書（任意様式）・・・点検実施月提出

(契約代金の支払い)

第6条 安城市委託契約約款第32条第1項を次の通りに置き換える。

受注者は、成果物を提出し、発注者がその内容に疑義が無いとしたときは、契約代金の支払いを請求することができる。

(点検の頻度)

第7条 受注者が実施する保安管理業務のうち定期的に行う点検、測定及び試験の頻度は、経済産業省告示第249号第4条に定める設備条件による頻度を適用し、原則として別表①「保安管理業務対象施設」のとおりとする。

2 第2条の保安管理業務の対象とする設備に使用期間を定めた場合、その休止期間中は前項の点検の頻度は適用しない。なお、休止中の設備を使用する前には臨時点検を実施するものとする。

(実施日の通知等)

第8条 受注者は、前条の点検等の実施予定日を次の期限までに発注者に通知するものとする。ただし、発注者が承諾した場合はこの限りではない。

(1) 月次点検は、原則として実施予定日の前日まで。

(2) 年次点検は、原則として実施予定日の2週間前まで。

2 発注者は、前項の実施予定日を尊重し、これに協力するものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は協議の上、日程を変更するものとする。

(相互の義務)

第9条 発注者は、受注者が実施する保安管理業務に関し受注者に協力するとともに、受注者の指導、助言した事項及び受注者と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。

2 発注者は、保安規程に従い、電気工作物の自主保安に努めるものとする。

3 発注者は、電気工作物に関する保安上重要な事項の決定又は実施にあたっては、受注者に意見を求めるものとする。

4 発注者は、電気関連法令に基づいて経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長に提出する書類の内容が保安管理業務に係る場合には、その作成及び手続きについて受注者に指導、助言を求めるものとする。

5 受注者は、発注者及びその従事者に、日常巡視等において異常等の有

無についての問診を行うものとする。

- 6 受注者は、発注者の保安規程に基づき保安管理業務を誠実に行うものとする。

(相互の連絡)

第10条 発注者及び受注者は、保安管理業務を的確に遂行する上で必要となる事項について、細目及び基準第2項に定めるところにより相手方に連絡するものとする。

(連絡責任者等)

第11条 発注者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために必要な事項を受注者に連絡する連絡責任者を定め、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するとともに、契約の履行に関して受注者との連絡にあてるものとする。

この場合、発注者の需要設備の設備容量が6,000kVA以上であるときは、その連絡責任者は、電気事業法第43条第2項の選任許可基準(「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」の2.(1)②イからホに掲げる者)又はそれと同等以上の資格を有する者とする。

- 2 発注者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるための代務者を定めるとともに、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前各項に変更が生じた場合は、受注者に通知するものとする。
- 4 発注者は、連絡責任者又はその代務者を、受注者の行う保安管理業務に立ち合わせるものとする。
- 5 連絡責任者は、安城市委託契約約款第9条に定める「監督員」とする。

(保安業務担当者等)

第12条 受注者は、保安管理業務を実施する保安業務担当者には、電気事業法施行規則第52条の2第1項第2号イ及び附則第3条(平成15年7月1日経済産業省令第80号)に適合する保安業務従事者をあてるものとする。

- 2 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務従事者に保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。なお、電気事故、その他電気工作物に異常が発生し、又は発生する恐れがある場合は、前記に係わらず電気主任技術者免状取得者に実施させることができるものとする。
- 3 保安業務担当者及び前項の保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」という。）は、必要に応じ補助者を同行させ保安管理業務の実施を補助させるものとする。
- 4 受注者は、保安業務担当者及び保安業務担当者より点検を指示された保安業務従事者の氏名、生年月日、免状の種類及び番号を書面により発注者に通知するものとし、変更が生じた場合も同様とする。
- 5 発注者は、前項の通知を受け保安業務担当者及び保安業務担当者より点検を指示された保安業務従事者と面談等を行い、本人確認を行うものとする。

（事業場内の立入り等）

- 第13条 受注者は、保安管理業務を行うため発注者の事業場に立ち入る時は、発注者の承諾を得るものとする。
- 2 受注者は、発注者の事業場内に立ち入る際は保安業務担当者等であることの証明書を携行するとともに、発注者の求めに応じて提示するものとする。

（点検結果等の確認と記録の保存）

- 第14条 発注者は、受注者が実施した保安管理業務の点検結果等について、保安業務担当者等からの報告を受けるものとする。
- 2 点検結果等に係る次の記録は発注者受注者双方において原則5年間保存することとする。
 - （1）点検、測定及び試験の記録。ただし、試験記録のうち絶縁油に関する記録は次回試験実施まで保存するものとする。
 - （2）電気事故に関する記録。
 - 3 発注者は、主要電気機器の重要な保全補修の記録を、電気工作物が更新又は廃止されるまで保存するものとする。

(記録の調査及び備品等の整備)

第15条 受注者は、保安管理業務の遂行上必要がある場合は、発注者の電気保安に関する書類、図面及び記録等を調査し、必要な措置について発注者と協議するものとする。

2 発注者は、受注者の意見を聞いて発注者の負担において、次に掲げる電気工作物の保安管理業務に必要な書類、図面及び備品等を整備保管しておくものとする。

(1) 設計図、単線結線図、使用区域図、高圧機械器具配置図、低圧配線図、仕様書、取扱説明書及び設備台帳等。

(2) 測定器具類、工具、材料、予備品及び消耗品等。

(点検報告書)

第16条 年次点検の点検報告書には、次の各号を遵守すること。

(1) 点検漏れがないことが確認できるように各点検状況が確認できる写真帳を添付すること。

(2) 点検に使用する試験機器等の製造者及び型式等の一覧並びに校正結果の写しを添付すること。

(3) 各点検項目における試験条件等を明記すること。

(4) 各点検項目の管理基準を下記の通り明記すること。

ア J I S規格等ではなく、各機器製造者の定める基準値とする。

イ $○○±○\%$ という表記ではなく、 $○○\sim○○$ とする。

2 発注者と受注者は、保安規程(条文、保安に関する組織図、使用区域図及び巡視点検測定並びに手入れ基準)を相互で毎年1回以上は確認し、常に最新に保つこと。

3 受注者が設置する絶縁監視装置は、自動通報方式とし、準備期間中に設置すること。

(契約外の事項)

第17条 安城市委託契約約款第52条第2項として以下の条文を追加する。

2 感染症等の事由により、第2条に定める事業場に立ち入ることが困難な場合については、点検実施日についてその都度、発注者と受注者

が協議し決めるものとする。

保安管理業務の細目及び基準

1 保安管理業務の内容

(1) 受注者が受託して実施する保安管理業務は次によるものとする。

① 定例の保安管理業務は次の各号によるものとする。

ア 定期的な点検、測定及び試験（具体的基準は、別表1「点検、測定及び試験の基準」による。）を行い、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）の規定に適合しない事項又は適合しない恐れがあるときは、必要な指導、助言を行う。

イ 電気工作物の設置又は変更の工事の設計審査について、発注者の通知を受け必要な指導、助言を行う。

ウ 電気工作物の設置又は変更の工事期間中は、発注者の通知を受け、毎週1回工事期間中の点検（具体的基準は、別表2「工事期間中に関する点検の基準」による。）を行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導、助言を行う。

ただし、内燃力発電所、ガスタービン発電所、太陽電池発電所及び風力発電所については、経済産業省告示第249号第4条の規定により点検は行わないものとする。

エ 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生する恐れがある場合において、発注者若しくは電気事業者より通知を受けたときは、電話により又は発注者の依頼により出向して事故原因の探求に協力し応急措置を指導し、再発防止につきとるべき措置を指導し、助言を行う。

この場合は、発注者は受注者が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生個所、異常の状況等を適切に受注者に連絡するものとする。

また、受注者が行う事故原因の探求の結果、系統側（商用側）に起因する事由であったときは、受注者は発注者へ通知をし、その通知を行ったときに発注者の依頼があった場合に限り、受注者は発電所の運転の措置を行うことができるものとする。

オ 電気事業法に規定する電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成指導及び手続の指導を行う。

カ 受注者が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生する恐れがある場合を

発見したときは、必要に応じ臨時点検を行う。

キ 電気事業法に規定する立入検査には、その都度発注者の通知を受け、受注者の保安業務担当者等を立ち合わせる。

ク 変圧器、電力用コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するか確認を行う。

ケ 小出力発電設備（太陽電池）を有料にて点検する場合並びに太陽電池発電所の定期的な点検、測定及び試験は、別表3「太陽電池発電設備の点検、測定及び試験の基準」により行う。

②定例外の保安管理業務は次の各号によるものとする。（有償業務）

ア 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成指導及び手続の指導を行う。

イ 電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導、助言を行う。

ウ 前各号のほか発注者の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行う。

エ 系統側（商用側）に起因する事由により必要となる発電所の運転又は停止の措置については、発注者において行い、受注者へ報告するものとする。ただし、発注者の依頼により受注者において発電所の運転又は停止の措置を行うことができるものとする。

（2）次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、発注者は発注者の負担において電気工事業者又は電気機器製造業者等の専門業者に依頼して行うものとする。この場合において、発注者の申し出がある場合又は点検の際に受注者が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について、受注者は指導、助言又は協議を行うものとする。

ア 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の（ア）から（カ）までのいずれかに該当する自家用電気工作物）

（ア）建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

（イ）消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特

殊消防用設備等

(ウ) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

(エ) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）

(オ) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）

(カ) 点検にボイラー・タービン主任技術者及びダム水路主任技術者の専門知識及び技術を有する設備等

イ 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の（ア）から（カ）までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）

(ア) 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所及び放射線管理区域等）

(イ) 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室及び電算室等）

(ウ) 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室及びクリーンルーム等）

(エ) 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）

(オ) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）

(カ) 器具工具等を使用し、物を移動しなければ点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等

ウ 事業場で使用されている可搬型機器（移動して使用する機器）である自家用電気工作物

エ 可搬型機器及びこれに付属する電線のうち、点検時事業場に設置されていないもの

オ 発電設備のうち電気設備以外（内燃機関、蒸気機関及び土木技術等）である自家用電気工作物

(3) 上記(2)において、発注者及びその従事者の日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を保安業務担当者等が行い、異常があった場合には、保安業務担当者等が点検を行う。

2 相互の連絡

(1) 発注者は次に掲げる場合はその具体的内容を遅滞なく受注者に通知するものとする。

①遅滞なく連絡する事項

- ア 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生する恐れがある場合。
- イ 安全上の事由または物理的な事由により、技術基準の適合確認が困難となる恐れがある場合。
- ウ 有害ガス発生、酸素濃度の低下、ガス爆発、落盤及び出水等の恐れが生じた場合。
- エ 電気工作物の使用を休止する場合、又は、休止中の電気工作物の使用を開始する場合。
- オ 感染症等により、事業場への立ち入りが困難となる恐れがある場合。
- カ 系統側（商用側）に起因する事由により発電所の運転又は停止の措置が必要な場合。

②その他連絡する事項

- ア 経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を行う場合。
- イ 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合。
- ウ 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は実地指導訓練を行う場合。
- エ 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合。
- オ 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合。
- カ 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備、発電設備の使用区域を変更する場合。
- キ 委託者、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合。
- ク 電気工作物に関する権利義務に変更があった場合。
- ケ 電気事業者と需（受）給契約を変更する場合。
- コ 爆発性、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取扱う設備がある場合。
- サ その他電気工作物の保安に関し必要な場合。

(2) 受注者は次の各号に掲げる事項を発注者に通知するものとする。

- ア 受注者の就業時間内、時間外における受注者への連絡方法。
- イ 発注者の事業場に設置された絶縁監視装置（自動通報方式）の警報を受信した場合。
- ウ その他必要な事項。

3 発電設備等の分解・整備等

発電設備及び熱交換器の分解・整備、ばい煙測定等は、発注者の負担において行うものとする。

この電気工作物の分解・整備等を電気機器製造者・整備業者等に依頼して行う場合は、発注者は受注者に分解・整備等の結果の記録を提示し、受注者は必要に応じて助言を行うものとする。

4 発電所担当者

- (1) 発注者は、保安規程による発電所担当者及びその不在の場合の代務者を選任するものとする。
- (2) 発注者は、前号の発電所担当者を選出または変更したときは、その氏名、連絡方法を遅滞なく受注者に通知するものとする。
- (3) 発注者は、発電所担当者又は第4項第1号の代務者を受注者の行う保安管理業務に立合わせるものとする。

5 絶縁監視装置及び機器の設置

- (1) 経済産業省告示第249号第4条第7号に掲げる信頼性の高い需要設備に該当するもの及び受注者の定める条件に該当する電気工作物には、発注者の承諾を得て絶縁監視装置を設置することができる。
- (2) 電気工作物に設置する絶縁監視装置並びに点検、測定及び試験に必要な機器（以下「絶縁監視装置等機器」という。）は発注者受注者協議のうえ受注者が設置し所有するものとする。
- (3) 発注者は、絶縁監視装置等機器を設置する場所の提供、電灯配線などの施設の利用について便宜を供するものとする。
- (4) 絶縁監視装置等機器及び設置工事に要する費用は、原則として受注者が負担するものとする。
- (5) 絶縁監視装置等機器の保守は受注者が行い、その費用は受注者が負担するものと

する。

- (6) 発注者は、絶縁監視装置等機器を無断で移設、取外し、修理を行わないものとする。

6 絶縁監視装置の警報発生時の処置

- (1) 電気工作物に設置する絶縁監視装置から警報発生時（警報動作電流 50 mA）以上の漏洩電流が発生している旨の警報を連続して 5 分以上受信した場合又は 5 分未満の漏洩警報を繰り返し受信した場合に、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。
- (2) 受注者は、警報発生時の受信の記録を 3 年間保存するものとする。

7 絶縁監視装置及び機器の撤去

- (1) 受注者は、発注者との保安全管理業務委託契約が解除又は失効したときは、絶縁監視装置等機器を撤去するものとする。
- (2) 絶縁監視装置等機器の運用に支障があると認められた場合は、発注者受注者協議のうえ絶縁監視装置又は機器を撤去するものとする。
- (3) 電気工作物の変更により、絶縁監視装置の設置に関して第 5 項第 1 号の信頼性の高い需要設備の条件を満たさなくなったときは、発注者受注者協議のうえ絶縁監視装置を撤去するものとする。

8 電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

- (1) 保安全管理業務を実施するための通路又は足場等の設備環境が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」という。）がある場合は、発注者受注者協議のうえ速やかに改修するものとする。
- (2) 前号の不安全施設の改修に要する費用は、原則として発注者が負担するものとする。
- (3) 受注者は発注者と協議し、不安全施設が改修されるまでの間。当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがある。
- (4) 受注者は、発注者に改修依頼した不安全施設が長期にわたって改修されないため、保安全管理業務の遂行に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、この契約を解除できるものとする。

9 その他

この「保安全管理業務の細目及び基準」に定めがない事項については、その都度発注者受注者相互に協議するものとする。

別表 1

点検、測定及び試験の基準

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				(無停電)	(停電)	
引込設備	引込線 区分開閉器 電線、支持物、ケーブル	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
放電雑音チェック						
受電設備 (二次変電設備)・受変電設備	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験		○※1	○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		トリップ回路の導通試験		○※1		
		絶縁油酸価試験			○※2	
		絶縁油破壊電圧試験			○※2	
		内部点検			○※2	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
受電設備 (二次変電設備)・受変電設備	母線、計器用変成器、断路器 電力用ヒューズ、避雷器 電力用コンデンサ、リアクトル その他機器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
受電設備 (二次変電設備)・受変電設備	変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		絶縁油透明度チェック			○※3	
		絶縁油酸価試験			○※3	
		絶縁油破壊電圧試験			○※3	
		内部点検			○※3	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
受電設備 (二次変電設備)・受変電設備	受・配電盤	外観点検	○	○	○	必要の都度
		電圧・電流測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験			○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
受電設備 (二次変電設備)・受変電設備	接地工事 (接地線・保護管)	外観点検	○	○	○	必要の都度
		接地抵抗測定			○※4	
受電設備 (二次変電設備)・受変電設備	[受電室建物 キュービクル式受・配電設備の 金属製外箱等]	外観点検	○	○	○	必要の都度
受電設備 (二次変電設備)・受変電設備	蓄電池設備	外観点検	○	○	○	必要の都度
		比重測定	1回/年	○	○	
		液温測定	1回/年	○	○	
		電圧測定	1回/年	○	○	
負荷設備	電動機、電熱器、電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置 配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等及び支持物 小出力発電所	外観点検	○	○	○	必要の都度
		電圧・電流測定	○※8	○※8	○※8	
		絶縁抵抗測定			○※1, 6	
		接地抵抗測定		○※4	○※4	
		温度チェック	○	○	○	
		漏洩電流測定	○※5	○※5		
		絶縁監視	○※7	○※7	○※7	

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				(無停電)	(停電)	
非常用予備発電装置	ガスタービン及び附属装置 内燃機関及び附属装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
		起動試験	○	○	○	
	発電機及び励磁装置 接地装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
絶縁抵抗測定			○※1	○※1		
接地抵抗測定			○※4	○※4		
遮断器・開閉器 その他の電気機器類		受電設備と同じ				受電設備と同じ
発電所	ガスタービン及び附属装置 内燃機関及び附属装置	外観点検	○		○	必要の都度
		起動試験	○		○	
	発電機及び励磁装置 太陽電池及び附属装置 燃料電池及び附属装置 接地装置	外観点検	○		○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		接地抵抗測定			○※4	
		単独運転検出			○	
発電状況確認		○	○			
遮断器・開閉器 その他の電気機器類		受電設備と同じ				受電設備と同じ

注 (1) 月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとする。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行う。

- ア 電気工作物の異音、異臭、損傷及び汚損等の有無
- イ 電線と他物との離隔距離の適否
- ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- エ 接地線等の保安装置の取付け状態

(2) ※5を付した測定は、高圧受電設備の変圧器のB種接地線で漏洩電流を測定します。

ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとする。

(3) ※8を付した測定は、高圧受電設備にて測定した値が不適合の場合又は、負荷設備に不適合がある場合に行うものとする。

(4) 年次点検（無停電）は無停電で行う点検で、年次点検（停電）は停電をして行う点検をいう。なお、年次点検（無停電）を実施する場合は3年に1回は年次点検（停電）を行うものとする。

ただし、発電所においては年次点検（無停電）を行わないものとする。

年次点検（無停電）は、信頼性が高い設備で、年次点検（停電）と同等と認められる次の各項目が1年に1回以上行われている場合に実施する。

- ア 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されている。
- イ 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第17条に規定された値以下である。
- ウ 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動試験の結果が正常である。
- エ 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電周波数（回転数）が正常である。
- オ 蓄電池のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常である。

(5) ※1を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行わないことがある。

(6) ※2を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10年経過時に、10年を超えたものは5年経過毎にそれぞれ行うものとする。

ただし、年次点検（無停電）の点検周期により、経過年数以前に行うことがある。その場合、次回は実施年より前記の経過年数毎に行うものとする。

なお、PCB混入の恐れがある場合は行わないことがある。

※2を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損及び異臭等）により異常が認められたときに実施する。採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とする。

(7) ※3を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10年経過時に、20年を超えたものは3年経過毎にそれぞれ行うものとする。

ただし、年次点検（無停電）の点検周期により、経過年数以前に行うことがある。その場合、次回は実施年より前記の経過年数毎に行うものとする。

なお、PCB混入の恐れがある場合は行わないことがある。

※3を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損及び異臭等）により異常が認められたときに実施する。採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とする。

(8) ※4を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがある。

(9) ※6を付した測定は絶縁監視装置の監視記録により代えることができる。

(10) ※7を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいう。

この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を月次点検、年次点検実施時、誤差試験を年1回行うものとする。

工事期間中に關する点検の基準

電気工作物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検
引込設備	引込線、区分開閉器 電線、支持物、ケーブル	外観点検	○
受電設備 (二次変電設備) ・ 受変電設備	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○
	母線、計器用変成器、断路器 電力用ヒューズ、避雷器 電力用コンデンサ、リアクトル その他機器	外観点検	○
	変圧器	外観点検	○
	受・配電盤	外観点検	○
	接地工事(接地線・保護管)	外観点検	○
	構造物・配電設備 [受電室建物 キュービクル式受・配電設備の 金属製外箱等]	外観点検	○
	蓄電池設備	外観点検	○
負荷設備	電動機、電熱器、電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置 配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等及び支持物 小出力発電所	外観点検	○
非常用予備発電装置	ガスタービン及び附属装置 内燃機関及び附属装置	外観点検	○
	発電機及び励磁装置、接地装置	外観点検	○
	遮断器・開閉器、その他の電気機器類	外観点検	○
発電所	発電機及び励磁装置、接地装置	外観点検	○
	遮断器・開閉器、その他の電気機器類	外観点検	○

注 (1) 工事期間中は、設備ごとに外観点検を行うものとする。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行う。

- ア 電気工作物の異音、異臭、損傷及び汚損等の有無
- イ 電線と他物との離隔距離の適否
- ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- エ 接地線等の保安装置の取付け状態

◎：実施 ○：条件付実施

設備	点検項目等	定期点検		
		月次点検	年次点検 (無停電)	年次点検 (停電)
太陽電池アレイ	外観点検	◎	◎	◎
	接地抵抗測定		◎※1	◎※1
中継端子箱（接続箱）	外観点検	◎	◎	◎
	接地抵抗測定		◎※1	◎※1
	絶縁抵抗測定（アレイ側）			◎※2
パワーコンディショナ	外観点検	◎	◎	◎
	接地抵抗測定		◎※1	◎※1
	絶縁抵抗測定（交流出力側）			◎※3
	入出力電圧確認		◎	◎
	単独運転防止機能動作確認			◎※4
	投入阻止時限タイマー動作試験			○※4
	表示機能確認	◎	◎	◎
自立運転動作確認			◎※5	
保護装置（受電設備）	保護継電器試験			◎
引込開閉器	外観点検	◎	◎	◎

注（1）月次点検は、電気設備（ただし、支持物は除く）ごとに外観点検を行うものとする。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行う。

- ア 電気設備の異音、異臭、損傷及び汚損等の有無
- イ 電線と他物との離隔距離の適否
- ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無

なお、太陽電池アレイに目視により異常があったとき若しくは必要に応じて、赤外線熱画像カメラによる確認を行うものとする。

- （2）※1を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがある。
- （3）※2を付した点検、測定及び試験は、原則として出力開閉器開放状態で行うものとする。
- （4）※3を付した点検、測定及び試験は、パワーコンディショナ商用側系統が絶縁監視装置の監視範囲内にあり、監視状態が良好の場合は省略できるものとする。
- （5）※4を付した点検、測定及び試験は、年次点検（停電）点検周期、または商用（系統）側を停電するときに行うものとする。
- （6）※5を付した点検、測定及び試験は、自立運転機能があり、かつ自立運転出力回路が接続されている場合に※4に準じて行うものとする。
- （7）発電所においては年次点検（無停電）を行わないものとする。